

税務課 資産税係 内線 2115・2116

## ■今月の納税

町県民税 第2期

国民健康保険税 第2期

介護保険料 第2期

【納期限 8月31日】

納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

税務課 町民税係 内線 2111

## ■平成19年度 国民健康保険税について

平成19年度の国民健康保険税（医療給付費分）の税率及び介護保険（介護納付金）の保険税率は据え置きとなりました。

また、平成19年度の改正点は次のとおりです。

平成17年1月1日で65歳に達していた方のうち、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除又は老年者控除の適用があった方については、経過措置として、公的年金等所得額からさらに7万円（平成18年度は13万円）が控除されます。（公的年金控除の適用のあった方は軽減判定においても同様に上記の額が控除されます）

鶴田総合支所 ☎59-3111

総務管理課 地域振興係 内線 4212

## ■第10回さつま町 水辺の楽校 鶴田龍舟祭 出場チーム募集について



日 時 8月26日（日）本大会  
ドラゴンボートレース大会  
小雨決行 荒天の場合中止  
午前9時受付

場 所 川内川神子橋付近特設会場

参加料 1チームあたり10,000円

申込締切 8月10日（金）まで  
90チームになり次第締め切ります。

その他 前日祭として、8月25日（土）午後5時から神子区ドラゴンボートレース大会が行われます。

耕地林業課 林務係 内線 2431・2432

## ■野生鳥獣の捕獲・飼養について

野生鳥獣は無許可で捕獲、飼養することは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で禁止されています。ただし、愛がんのための飼養の目的により、市町村長の許可を受けた場合は捕獲することができます。

捕獲の対象鳥類

愛がん飼養目的で捕獲できるのは、メジロのみです。

捕獲許可対象者

同一世帯でメジロ、ホオジロを飼養しておらず、かつ5年以内に捕獲許可を受けたことのない方。

捕獲数量

1世帯につき1羽

捕獲許可期間

1ヶ月以内（3月1日から7月14日を除く）

飼養登録期間

飼養登録後1年間（1年ごとに更新が必要）

問い合わせ先

役場本庁耕地林業課林務係 内線2431・2432

鶴田総合支所経済課耕地林務係 内線4125

薩摩総合支所経済課耕地林務係 内線6133

消防署 ☎52-0119

## ■ルールを守って楽しい花火！

花火は夏の風物詩の一つですが、家庭で気軽に楽しめる花火も取り扱いを誤ると火災や火傷などの事故につながりかねません。

花火を安全に楽しむために、次のことに注意しましょう。

説明書の注意事項を必ず守りましょう。

人や家に向けたり、燃えやすいものの近くではやめましょう。

風が強くとく吹くときはやめましょう。

必ずバケツに水を用意しましょう。

終わった花火は、水につけて、完全に消しましょう。

子どもだけでなく大人と一緒に遊びましょう。

1度にたくさん点火しないようにしましょう。

正しい位置、方法で点火しましょう。